

令和5年7月3日

酒田記者クラブ加盟社 各位

ChatGPT 等対話型 AI を業務に活用します

ChatGPT 等の対話型 AI は、業務の効率化や市民サービスの向上等に役立つ可能性が認められ、各方面での活用が図られている状況にあります。

このたび、酒田市では、「酒田市対話型 AI 活用ガイドライン」を策定し、7月から対話型 AI を業務に活用することとしました。

つきましては、取材等に関し特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

◆ポイント

- ChatGPT 等対話型 AI を業務に活用すると表明している地方自治体は、山形県及び県内市町村では確認されていません。他都道府県で表明しているのは、全職員を対象としている神奈川県横須賀市や茨城県つくば市、宮崎市など、試験導入を行っている長野県、茨城県笠間市、神戸市、埼玉県戸田市などとなっています。
- 「酒田市対話型 AI 活用ガイドライン」では、①対象サービス、②利用端末、③業務範囲、④利用手続、⑤留意点などを定めています。(別添資料参照)
- 業務で活用した職員に対して、活用事例報告の提出を促し、有効なプロンプト (ChatGPT などの対話型 AI に対して行う質問や指示) の共有を図ります。

●お問い合わせ／

情報企画課デジタル変革戦略室

本間義紀、大沼智

TEL 43-8336

Eメール dx@city.sakata.lg.jp

酒田市対話型AI活用ガイドライン

ChatGPT等の対話型AIは、業務の効率化や市民サービスの向上等に役立つ可能性が認められる一方、入力データの内容や生成物の利用の仕方によっては、法律に違反したり、他者の権利を侵害したりする恐れがあります。そのため、このガイドラインを十分に理解したうえで、適正に利用してください。

基本的姿勢

対話型AIによる生成物は、業務担当者が素案を作成する際の参考資料の一つとしての活用にとどめるものとする。生成物を活用した内容を外部に発信等する場合は、担当者が根拠や正確性等を確認したうえで行うこと。

対象サービス

ChatGPT及びBard

利用端末

各課等に貸与しているタブレット端末等

業務範囲 (活用事例)

- ① 文章生成 … あいさつ文や一般文書、メールなどの作成
- ② 文章校正 … 誤字脱字や文章の流れなどの確認
- ③ 文章要約 … 会議記録等の要約
- ④ アイデア生成 … 事業提案やアドバイス、自分とのブレインストーミングの相手
- ⑤ 情報検索 … 知りたい情報の検索や調査
- ⑥ コード生成 … Excel関数やVBA、Javaなどのプログラムコード生成
- ⑦ 翻訳 … 外国語や日本語への翻訳
- ⑧ その他所属長が許可した業務

酒田市対話型AI活用ガイドライン

利用手続	・利用する業務内容を明確にしたうえで、所属長の許可を得る
留意点	データ入力 ・個人情報を含む内容は入力しないこと ・業務上の機密事項にあたるものは入力しないこと
	生成物活用 ・差別用語や倫理に反する表現が含まれていないか確認すること ・著作権を侵害していないか確認すること
	事後 ・問題が発生したと思われる場合は、以下の順で直ちに報告すること。 担当者⇒所属長⇒所管部長・デジタル変革戦略室⇒情報企画課長・デジタル変革調整監※3 ※3：DX調整監は、必要に応じて副市長（CISO）に報告するものとする。
その他	より効果的な活用に資するため、業務で活用した職員は「質問」等を「対話型AI活用事例報告書」を提出するよう努めてください。提出された報告書は職員間で共有します。
改版履歴	策定：2023年（令和5年）6月30日